

2020 年度第 1 回 理事会次第

日時：2020年5月27日（木）18:00－19:00

場所：オンライン会議

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人の確認
5. 議事

<審議事項>

第 1 号議案	2019 年度第 2 回理事会(2019 年 10 月 11 日)議事録の承認	資料 0
第 2 号議案	2019 年度事業報告・会計報告	資料 1－1、1－2
第 3 号議案	2020 年度事業計画・予算計画	資料 2－1、2－2
第 4 号議案	定款の改定について	資料 3－1
第 5 号議案	理事の改選について	資料 4－1

<その他>

- (1) その他

6. 閉会

その他資料

・定款	資料 3－2
・会員資格の喪失について	資料 5
・2019 年度渥美半島生態系ネットワーク形成事業報告書	補足 1
・2020 年度モニタリング事業仕様書	補足 2

2019年度活動報告書

特定非営利活動法人AKJ環境総合研究所

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人AKJ環境総合研究所は、「ESDやSDGsが社会に根付き、環境と人間活動が両立した持続可能な未来社会を創造することを目的」(定款第3条)とし、次の事業を実施した。

具体的には本法人の定款第5条第1項第2号環境教育・研修事業(国外含む)として、政策立案ワークショップ、あいち環境塾のフォローアップ事業、ESD普及事業、学術講演会、渥美半島生態系ネットワーク形成活動事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 行政、企業、機関、各種団体向け環境活動支援事業(国外含む)

ア オオブユニティ受託事業

(ア) 事業内容

オオブユニティ様のバイオマス処理施設の物質フロー解析を行う。

(イ) 概要

2019年10月7日(月) 打ち合わせ(於 エックス都市研究所)

2020年1月17日(金) 打ち合わせ(於 オオブユニティ)

等

(ウ) 主な従事者

担当 後藤理事

(エ) 費用・収益

資料参照

イ 名古屋産業科学研究所受託事業(卒塾生環境活動支援事業)

(ア) 事業内容

環境塾卒塾生の環境活動を支援する事業

(イ) 概要

2019年6月22日(土) 額田バイオマス活動視察(於 岡崎市額田地区)

2019年8月8日(土) 打ち合わせ(於 名古屋産業科学研究所)

2019年11月23日(土) コラボLte's エコアクションin AICHI(於 トヨタ車体)

2020年2月22日(金) 打ち合わせ(於 名古屋産業科学研究所)

等

(ウ) 主な従事者

担当 後藤理事、北村理事、藏藤社員、志水社員

(エ) 費用・収益

資料参照

② 環境教育・研修事業(国外含む)

ア 渥美半島生態系ネットワーク形成活動事業

(ア) 事業内容

渥美半島の自然生態系を広く宣伝し、生物多様性保全の重要性を普及する事業

(イ) 概要

2019年6月16日(土) たはらエコフェスタ出展
2019年11月2日(土) 渥美半島自然学習バスツアー 39名参加
2019年12月6日(金) 渥美半島自然学習フォーラム 44名参加等

(ウ) 主な従事者

担当 後藤理事

(エ) 費用・収益

資料参照

(2) その他の事業に係る事業

本年度は実施せず。

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 通常総会

(ア) 開催日時及び場所

2019年6月17日(月) 18:30-19:30
貸し会議室 イールーム 名古屋駅前 B

(イ) 議題

第1号議案 2018年度事業報告・会計報告
第2号議案 2019年度事業計画・予算計画
第3号議案 定款の改定任について

(2) 理事会

ア 第1回理事会

(ア) 開催日時及び場所

2019年6月17日(月) 17:45-18:30
貸し会議室 イールーム 名古屋駅前 B

(イ) 議題

第1号議案 2018年度事業報告・会計報告
第2号議案 2019年度事業計画・予算計画
第3号議案 定款の改定任について

イ 第2回 理事会

(ア) 開催日時及び場所

2019年10月11日(月) 18:30-19:30
YURIRU SPACE チサンビル406号室

(イ) 議題

第1号議案 2019年度第1回理事会(2019年6月17日)議事録について
第2号議案 渥美半島生態系保全活動の準備について
第3号議案 銀行口座の住所変更
第4号議案 エックス都市研究所からの委託について

4 その他の活動(会員数増加活動)

2019年度新入会5名
会員数は現在正会員34名、団体会員1団体である。

活動計算書

2019年 4月 1日 ~ 2020年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入金		
正会員受取会費	81,000	
賛助会員受取会費	50,000	131,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金(愛知県)	800,000	800,000
4. 事業収益		
卒塾生支援事業	377,500	
オオブユニティ受託事業	500,000	877,500
5. その他収益		
受取利息	2	
雑収益	92,500	92,502
経常収益計		1,901,002
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
物品資材購入費	0	
業務委託費	0	
諸謝金	90,000	
印刷製本費	508,796	
会議費	0	
旅費交通費	229,765	
通信運搬費	23,302	
消耗品費	14,199	
水道光熱費	0	
賃借料	111,709	
減価償却費	0	
保険料	5,504	
雑費	115,315	
その他経費計	1,098,590	
事業費計		1,098,590
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
物品資材購入費	0	
業務委託費	0	
諸謝金	0	
印刷製本費	60	
会議費	1,723	
旅費交通費	1,700	
通信運搬費	18,277	
消耗品費	1,000	
水道光熱費	0	
賃借料	7,720	
減価償却費	0	
保険料	0	
雑費	540	
その他経費計	31,020	
管理費計		31,020
経常費用計		1,129,610
当期経常増減額		771,392
III 経常外収益		
1. 過年度損益修正益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額		771,392
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		771,392
前期繰越正味財産額		369,689
次期繰越正味財産額		1,141,081

法人名： NPO法人AKJ環境総合研究所

貸借対照表

2020年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	503,470		
未収金	800,000		
前払金	0		
流動資産合計		1,303,470	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,303,470
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		162,389	
前受金			
預り金			
流動負債合計		162,389	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			162,389
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		369,689	
当期正味財産増減額		771,392	
正味財産合計			1,141,081
負債及び正味財産合計			1,303,470

上記は貸借対照表に相違ない。

特定非営利活動法人AKJ環境総合研究所

理事長 稲垣 隆司

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	卒業生支援 事業	オオブユニ ティ委託事業	渥美半島生 態系ネット ワーク事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費				0	131,000	131,000
2. 受取寄附金				0	0	0
3. 受取助成金等			800,000	800,000	0	800,000
4. 事業収益	377,500	500,000	0	877,500	0	877,500
5. その他収益			92,500	92,500	2	92,502
経常収益計	377,500	500,000	892,500	1,770,000	131,002	1,901,002
II 経常費用						
(1) 人件費						
給料手当				0		0
法定福利費				0		0
人件費計	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費						
物品資材購入費	0	0	0	0	0	0
業務委託費	0	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	90,000	90,000	0	90,000
印刷製本費	0	0	508,796	508,796	60	508,856
会議費	0	0	0	0	1,723	1,723
旅費交通費	33,190	169,060	27,515	229,765	1,700	231,465
通信運搬費	2,470	0	20,832	23,302	18,277	41,579
消耗品費	0	0	14,199	14,199	1,000	15,199
水道光熱費	0	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	111,709	111,709	7,720	119,429
減価償却費	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	5,504	5,504	0	5,504
租税公課	0	0	0	0	0	0
雑費	0	0	115,315	115,315	540	115,855
その他経費計	35,660	169,060	893,870	1,098,590	31,020	1,129,610
経常費用計	35,660	169,060	893,870	1,098,590	31,020	1,129,610
当期経常増減額	341,840	330,940	△ 1,370	671,410	99,982	771,392

3. 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は〇〇円ですが、そのうち使途が特定されている資産は0円です。したがって使途が制約されていない正味財産は〇〇円です。

(単位:円)

内 容	期首残高	期首残高	当期減少額	期末残高	備 考
合 計	0	0	0	0	助成金の総額は〇〇円です。活動計算書に計上した額〇〇円との差額〇〇円は未払金として貸借対照表に負債計上しています。

法人名： NPO法人AKJ環境総合研究所

財産目録

2020年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金			
普通預金 三菱UFJ銀行	503,470		
未収金	800,000		
	0		
流動資産合計		1,303,470	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,303,470
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		162,389	
預り金			
流動負債合計		162,389	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			162,389
正味財産			1,141,081

2020 年度事業計画案

特定非営利活動法人 A K J 環境総合研究所

1 事業実施の概略

2020 年度は次の事業を実施する予定である。

- (1) 定款第 5 条第 1 項第 1 号 行政、企業、機関、各種団体向け環境活動支援事業（国外含む）
渥美半島生態系ネットワーク協議会事務
- (2) 定款第 5 条第 1 項第 2 号 環境教育・研修事業（国外含む）
渥美半島生態系ネットワーク形成活動事業
あいち環境塾卒塾生地域実践活動支援事業、ESD 普及事業、講演会、あいち環境塾フォローアップ事業、
- (3) 定款第 5 条第 1 項第 3 号 環境活動に関する事務運営補助事業（国外含む）
公的資金による事業立案相談事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①行政、企業、機関、各種団体向け環境活動支援事業（国外含む）

ア 渥美半島生態系ネットワーク協議会事務

担当 後藤

予算 (1)②渥美半島生態系保全事業と同一のため、本事業のみの予算は計上しない

②環境教育・研修事業（国外含む）

ア 渥美半島生態系ネットワーク形成活動事業

目的 「あいち生物多様性戦略 2020」に基づいて設置された渥美半島生態系ネットワーク協議会の事業を実施する。

内容 ・自然学習会バスツアーの開催

・自然学習会フォーラムの開催

担当 後藤

予算 80 万円 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業助成金

イ 県民参加型生物多様性モニタリング調査導入業務

目的 本業務は、県民参加型生物多様性モニタリング調査（指標となる生き物の種類、位置などを調査し、地図情報システム（GIS）に記録することで、生態系ネットワーク形成の成果の見える化を図る取組）を地域に導入し、今後の全県的な普及を図るため、生態系ネットワーク協議会（構成員含む）に、地域ごとに調査の実施を委託し、その実施を通じて各協議会の構成団体等に調査ノウハウを伝授することを目的とする。

内容 協議会構成団体等呼び掛け、延べ 100 人程度の調査参加者を確保し、調査を実施する。

担当 後藤

予算 80 万円 県からの委託事業

ウ あいち環境塾卒塾生地域実践活動支援事業

目的 あいち環境塾の卒塾生の地域における実践活動を支援する
概要 卒塾生の環境活動に対する助言・協力
担当 後藤 北村 藏藤 等
予算 37.5万円予定

エ ESD普及事業（ESDワークショップ）

目的 ESD普及と各団体活動の持続性について提案する
件数 ESDに関する見学会1回 分科会3回程度
担当 ESD分科会（後藤 北村 馬野 藏藤 村中 志水）
費用 3万円 法人予算

オ あいち環境塾フォローアップ事業

目的 ファシリテーションを効果的に企業、組織で活用するセミナー（2時間）
内容 あいち環境塾修了後 修了した塾生10名程度でファシリテーション入門講座を実施する
担当 九里
費用 3万円 法人予算

カ 会員環境活動支援事業

目的 会員の環境活動を支援する
事業 「ウあいち環境塾卒塾生地域実践活動支援事業」に不採択もしくは非卒塾生の環境活動を支援する
担当 後藤
予算 20万円 法人予算

③環境活動に関する事務運営補助事業（国外含む）

ア 公的資金による事業立案相談

適時開催
担当 小林
費用・資金 都度相談

(2) その他の事業に係る事業

実施せず

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

通常総会

(ア) 開催日時及び場所

2020年6月11日 18:00-20:00 ウィンクあいち906

(イ) 議題

2019年度事業報告及び決算報告について

2020年度事業計画及び活動予算について

その他

(2) 理事会

年間3回程度を予定

4 その他

会員数の増強 会員数 個人会員 34名+1団体 (2020.4.1) →個人会員+7名 目標

定款の変更

第9章 公告の方法
(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲議して行う。

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」

特定非営利活動法人AKJ（あいち環境塾）環境総合研究所 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AKJ（あいち環境塾）環境総合研究所という。

2 但し、登記上の記載は、特定非営利活動法人AKJ環境総合研究所とする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県一宮市大和町南高井字宮腰65番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県名古屋市千種区桐林町1丁目34番地の1Ritz
覚王山401号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、ESDやSDGsが社会に根付き、環境と人間活動が両立した持続可能な未来社会を創造することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①行政、企業、機関、各種団体向け環境活動支援事業（国外含む）
- ②環境教育・研修事業（国外含む）
- ③環境活動に関する事務運営補助事業（国外含む）

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 利用会員 この法人が提供するサービスを利用する事ができる個人及び団体
- (3) 一般会員 この法人の目的を達成する為に参加し援助する為に入会した個人及び団体
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長又は理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合に

あつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算の変更

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲議して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	稲垣隆司
理事	小林敬幸
同	後藤尚弘
同	九里徳泰
同	石神勝博
監事	近藤元博

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2016年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	: 入会金	5,000円	年会費	5,000円
	民間企業	: 入会金	30,000円	年会費	50,000円
	NPO法人等各種団体	: 入会金	10,000円	年会費	5,000円
(2) 利用会員	個人	: 入会金	5,000円	年会費	5,000円
	民間企業	: 入会金	30,000円	年会費	50,000円
	NPO法人等各種団体	: 入会金	10,000円	年会費	5,000円
(3) 一般会員	個人	: 入会金	5,000円	年会費	5,000円
	民間企業	: 入会金	30,000円	年会費	50,000円
	NPO法人等各種団体	: 入会金	10,000円	年会費	5,000円
(4) 賛助会員	個人	: 入会金	0円	年会費	3,000円
	民間企業	: 入会金	0円	年会費	10,000円
	NPO法人等各種団体	: 入会金	0円	年会費	5,000円

附 則

- 1 この定款は、2017年3月17日から施行する。
- 1 この定款は、2019年6月17日から施行する。

これは当法人の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 AKJ 環境総合研究所

理事 稲垣 隆司 印